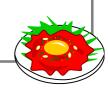
# 生食用食肉(牛肉)の規格基準が 平成23年10月1日から施行されます!

規格基準に適合しない生食用牛肉の取扱が禁止されます。 違反した場合、行政処分や罰則の対象となります。 これまでの「トリミング」のみによる、汚染除去は認められません。

生食用牛肉とは? 牛刺身、ユッケ、タタキ、タルタルステーキなどが対象となります。

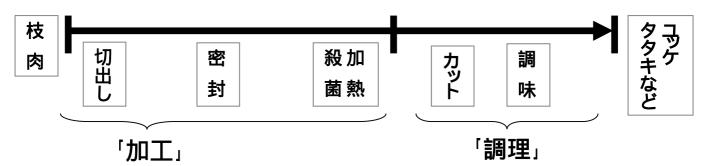


## 規格基準のポイント

「加工」と「調理」を行う施設、それぞれに基準が定められています。

「加工」とは <u>枝肉から</u>肉塊を切り出し、加熱殺菌等を実施することを言います。

「調理」とは <u>加熱殺菌済の肉塊</u>をカット又は調味して、消費者に提供することを言います。



#### 加丁基準ポイント

生食用食肉を取扱う**設備(洗浄設備含む)・器具は、** 専用のものを用いること。他の食品に使用する設備と 明確に区分されることが必要であり、時間帯によって、 使い分けることは認められません。

器具は、83 以上の温湯で洗浄・消毒をすること。

生食用食肉の安全性確保に必要な知識を有する者を設置すること。

衛生的に枝肉から切り出した肉塊は速やかに、気密性のある容器包装に入れ、加熱殺菌(肉塊**表面から1cm以上の深さまでを60 2分間以上加熱**する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法)し、速やかに冷却すること。

加熱殺菌に係る温度・時間の記録を1年間保存すること。

### 調理基準ポイント

加工基準と同様に専用設備·器具を 用いること。

加工基準と同様に器具の殺菌を行うこと。

調理後は、速やかに提供すること。

飲食店や食肉販売店で生食用牛肉を取扱う場合、原則として、加工基準を 遵守した加熱殺菌済の肉塊を仕入れ、 調理や販売を行う必要があります。

# 取扱いを予定される方は、必ず事前にご相談下さい!

お問い合わせ先 TEL:086(803)1257 FAX:086(803)1757

生食用食肉規格基準の関連情報については下記のURLをご確認下さい。 http://www.city.okayama.jp/hofuku/eisei/eisei\_00361.html

岡山市保健所